

令和8年度 市民税・道民税申告の手引き

申告書は「令和7年度 市民税・道民税申告書」を提出した方や、以前に申告書の送付を希望された方等にお送りしています。

申告が必要な方

提出期限 令和8年3月16日(月)

以下のいずれかに該当する方は、市民税・道民税の申告が必要です。

申告書の提出方法等については、別紙「令和8年度 市民税・道民税 申告受付の御案内」を御覧ください。なお、確定申告をする場合は、市民税・道民税の申告は必要ありません。

【!】 障害年金・遺族年金・雇用保険・各種手当等は非課税所得のため収入とはみなされません。

収入のある方（次のいずれかに該当する方）

- 収入が給与のみで確定申告の義務が無く、確定申告をしても所得税が還付にならない方のうち、給与所得の源泉徴収票に記載された所得控除以外に所得控除の追加または修正がある方
 - 公的年金等（障害年金・遺族年金除く）があり、2頁「公的年金等受給の方の申告チェック表」の「市民税・道民税の申告が必要です」に該当する方 **2頁へ**
 - 給与及び年金以外の収入があり、確定申告の義務が無い方
- ※ 確定申告の義務があるか不明な場合は、税務署にお問合せください。

【!】 マイナンバーカードを利用した電子申告が便利です！ 詳しくは、別紙のリーフレットを御覧ください。

収入のない方（次のいずれかに該当する方）

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方（保険料算定のため）
- 所得証明書等を取得する予定の方（社会保険や扶養手当申請、学校や幼稚園・保育所の各種手続等）
- 所得の確認を要件とする各種社会保障制度を受けている方（児童扶養手当等）

申告に必要なもの

【!】 郵送または申告受付ポストで提出する場合
 (★) の書類 原本を提出してください。
 ②～⑧の書類 コピーを提出してください。

- 収入のない方は④～⑧の書類は不要です。
- ③～⑧の書類は、それぞれ控除を受ける場合のみ必要となります。
- ④〈収支内訳書〉、⑧〈寄附金額控除申告書〉は、申告会場（本会場及び出張会場）・各支所・東部まちづくりセンターに据え置くほか、御希望の場合は郵送します。

- ① (★) 市民税・道民税申告書
- ② マイナンバーカード（またはマイナンバー確認書類と免許証・保険証等の本人確認書類）
- ③ 〈障害者控除〉障害者手帳：身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳
障害者控除認定書：介護保険課介護認定係にて認定基準を満たしている場合に発行される認定書

- ④ 収入の確認できる書類
 - ◆ 給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、個人年金や生命保険満期保険金の支払調書
 - ◆ 営業、農業または不動産収入の場合は、収入及び必要経費のわかる収支内訳書・その他帳簿類
- ⑤ 〈社会保険料控除〉国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等の領収書等
 - ◆ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払金額の確認書類について
 - ◆ 納付書で納付の方で領収書がない場合、次の各窓口等で納付証明書を取得できます。
 - 〈国民健康保険料〉 総合庁舎3階（窓口：税2）または各支所・東部まちづくりセンター
 - 〈後期高齢者医療保険料〉 総合庁舎2階（窓口：11）
 - 〈介護保険料〉 総合庁舎2階（窓口：14）
 - ◆ 口座振替されている方は、旭川市から口座振替済通知のハガキが届きます。

- ⑥ 〈生命保険料控除〉生命保険料控除証明書
 - ※ 加入している場合は保険会社から届きます。

- ⑦ 〈医療費控除〉医療費控除明細書・生命保険や高額医療制度等による補填額の確認書類
 - 〈セルフメディケーション税制〉セルフメディケーション税制明細書・健康診断や予防接種の領収書等
 - 医療費控除明細書・セルフメディケーション税制明細書の作成方法は6頁参照

- ⑧ 〈寄附金税額控除〉(★) 寄附金税額控除申告書・寄附金の領収書
 - ※ ふるさと納税ワンストップ特例申請をした方でも、市民税・道民税の申告をする場合は提出が必要です。

【お願い】 申告会場の混雑緩和のため、郵送または申告受付ポストによる提出に御協力ください！

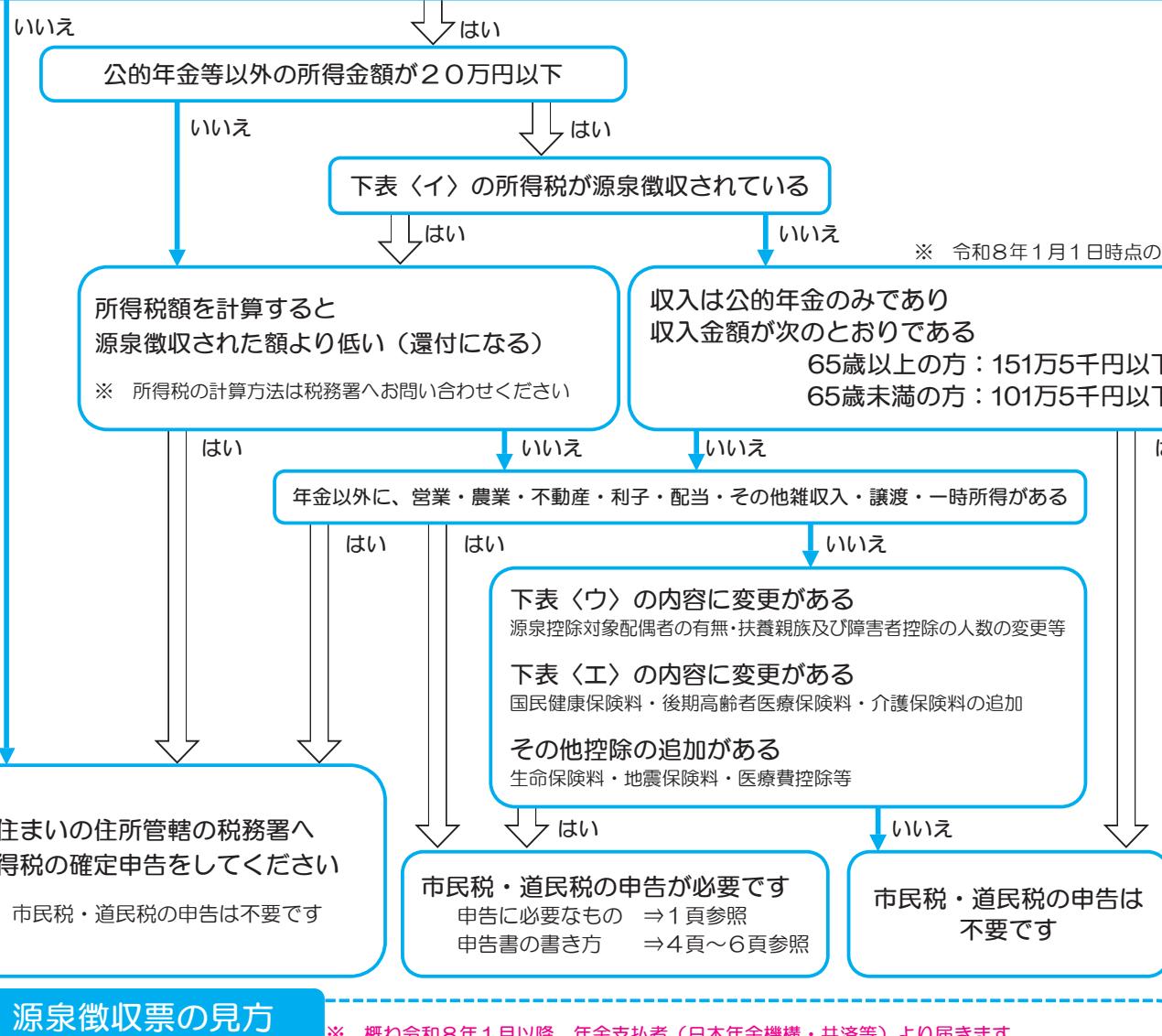
問合せ先

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地
旭川市税務部市民税課

(直通) 25-5786

公的年金等受給の方の申告チェック表 一下表「源泉徴収票の見方」参照

下表〈ア〉の公的年金等の収入金額（受給している年金が2つ以上ある場合はその合計額）が400万円以下



源泉徴収票の見方

※ 概ね令和8年1月以降、年金支払者（日本年金機構・共済等）より届きます。

令和7年分 公的年金等支払報告書		個人		〈イ〉 年金から源泉された所得税	
〈ア〉 年金の収入金額					
区分		支払金額		源泉徴収税額	
氏名	生年 月日	明治 年	大正 年	昭和 年	平成 年
区分	1	千	円	千	円
区分	2	千	円	千	円
区分	3	千	円	千	円
区分	4	千	円	千	円
区分	5	千	円	千	円
区分	6	千	円	千	円
区分	7	千	円	千	円
区分	8	千	円	千	円
区分	9	千	円	千	円
区分	10	千	円	千	円
区分	11	千	円	千	円
区分	12	千	円	千	円
区分	13	千	円	千	円
区分	14	千	円	千	円
区分	15	千	円	千	円
区分	16	千	円	千	円
区分	17	千	円	千	円
区分	18	千	円	千	円
区分	19	千	円	千	円
区分	20	千	円	千	円
区分	21	千	円	千	円
区分	22	千	円	千	円
区分	23	千	円	千	円
区分	24	千	円	千	円
区分	25	千	円	千	円
区分	26	千	円	千	円
区分	27	千	円	千	円
区分	28	千	円	千	円
区分	29	千	円	千	円
区分	30	千	円	千	円
区分	31	千	円	千	円
区分	32	千	円	千	円
区分	33	千	円	千	円
区分	34	千	円	千	円
区分	35	千	円	千	円
区分	36	千	円	千	円
区分	37	千	円	千	円
区分	38	千	円	千	円
区分	39	千	円	千	円
区分	40	千	円	千	円
区分	41	千	円	千	円
区分	42	千	円	千	円
区分	43	千	円	千	円
区分	44	千	円	千	円
区分	45	千	円	千	円
区分	46	千	円	千	円
区分	47	千	円	千	円
区分	48	千	円	千	円
区分	49	千	円	千	円
区分	50	千	円	千	円
区分	51	千	円	千	円
区分	52	千	円	千	円
区分	53	千	円	千	円
区分	54	千	円	千	円
区分	55	千	円	千	円
区分	56	千	円	千	円
区分	57	千	円	千	円
区分	58	千	円	千	円
区分	59	千	円	千	円
区分	60	千	円	千	円
区分	61	千	円	千	円
区分	62	千	円	千	円
区分	63	千	円	千	円
区分	64	千	円	千	円
区分	65	千	円	千	円
区分	66	千	円	千	円
区分	67	千	円	千	円
区分	68	千	円	千	円
区分	69	千	円	千	円
区分	70	千	円	千	円
区分	71	千	円	千	円
区分	72	千	円	千	円
区分	73	千	円	千	円
区分	74	千	円	千	円
区分	75	千	円	千	円
区分	76	千	円	千	円
区分	77	千	円	千	円
区分	78	千	円	千	円
区分	79	千	円	千	円
区分	80	千	円	千	円
区分	81	千	円	千	円
区分	82	千	円	千	円
区分	83	千	円	千	円
区分	84	千	円	千	円
区分	85	千	円	千	円
区分	86	千	円	千	円
区分	87	千	円	千	円
区分	88	千	円	千	円
区分	89	千	円	千	円
区分	90	千	円	千	円
区分	91	千	円	千	

所得から差し引かれる金額

A	社会保険料控除		健康保険（任意継続含む）・国民健康保険・後期高齢者医療保険 介護保険・国民年金等の保険料 ※ 配偶者や扶養親族の公的年金等から差し引かれた保険料は対象外	支払金額
B	小規模企業共済等掛金控除	令和7年中に支払った	小規模企業共済（旧第2種共済契約除く）・心身障害者扶養共済等の掛金	支払金額
C	生命保険料控除		一般生命保険・個人年金保険または介護医療保険の保険料	6頁参照
D	地震保険料控除		地震保険または旧長期損害保険契約の保険料	6頁参照
E	寡婦控除 ▼婚姻と扶養の状況 令和7年12月31日時点で現況判定 同時にひとり親控除の適用は受けられません	合計所得金額500万円以下の女性	次のいずれかに該当する方 ■ 夫と離婚後、婚姻しておらず、子以外の扶養親族を有している ※ 扶養親族は令和7年中の合計所得金額58万円以下の方に限る ■ 夫と死別（生死不明・未帰還含む）後、婚姻していない	26万円
F	ひとり親控除 ▼婚姻と扶養の状況 令和7年12月31日時点で現況判定 同時に寡婦控除の適用は受けられません		婚姻していない（配偶者の生死不明含む）方のうち、すべての条件を満たす方 ■ 事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ■ 合計所得金額が500万円以下であること ■ 総所得金額が58万円以下で生計を一にする子がいること ※ 他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされていない人に限る	30万円
G	勤労学生控除		本人が学生・生徒であり、合計所得金額85万円以下で、勤労によらない所得が10万円以下の方	26万円
H	障害者控除 ▼障害の状況 令和7年12月31日時点で現況判定		■ 本人・生計を一にする配偶者または扶養親族が精神や身体に障害があり、手帳等の交付を受けている方 ■ 介護保険課より「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方 普通障害 特別障害に該当する等級以外 特別障害 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等 同居特別障害 同居の控除対象配偶者・同一生計配偶者または扶養親族が特別障害に該当	26万円 30万円 53万円
I	配偶者控除 ▼扶養の状況 令和7年12月31日時点で現況判定 ※ 配偶者が死亡の場合は死亡時の現況で判定		令和7年中の合計所得金額が58万円以下の配偶者を扶養している方 控除区分 本人（申告者）の合計所得金額 控除対象配偶者（昭和31年1月2日生～） 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下 老人控除対象配偶者（～昭和31年1月1日生） 33万円 22万円 11万円	26万円 13万円
J	配偶者特別控除 ▼適用条件 ★本人（申告者）の合計所得金額1,000万円以下	配偶者の合計所得金額	本人（申告者）の合計所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下 58万円超 100万円以下 33万円 22万円 11万円 115万円超 120万円以下 16万円 11万円 6万円 100万円超 105万円以下 31万円 21万円 120万円超 125万円以下 11万円 8万円 4万円	26万円 13万円
K	控除対象扶養親族 ▼扶養の状況 令和7年12月31日時点で現況判定 ※ 扶養親族が死亡の場合は死亡時の現況で判定		令和7年中の合計所得金額が58万円以下の者を扶養している方（生計を一にする配偶者を除く） ※ 別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面「9 別居の扶養親族等に関する事項」也要記入 一般扶養親族 平成19年1月2日生～平成22年1月1日生 昭和31年1月2日生～平成15年1月1日生 特定扶養親族 平成15年1月2日生～平成19年1月1日生 老人扶養親族 ～昭和31年1月1日生 同居老親等 ※ 老人扶養親族のうち本人または配偶者の両親・祖父母等かつ同居を常況 年少扶養親族 平成22年1月2日生～16歳未満の扶養親族…申告書「16」欄へ○要記入	33万円 45万円 38万円 45万円 —
L	特定親族特別控除 ▼適用条件 ※ 生計を一にする 控除対象扶養親族以外の特定親族を有する場合		※ 申告書「特親」欄へ○、「控除額」欄へ下表の控除額也要記入 特定親族の合計所得金額 58万円超 95万円以下 45万円 110万円超 115万円以下 11万円 95万円超 100万円以下 41万円 115万円超 120万円以下 6万円 ★特定親族 平成15年1月2日～平成19年1月1日生 100万円超 105万円以下 31万円 120万円超 123万円以下 3万円 105万円超 110万円以下 21万円 123万円超 —	11万円 6万円 —
M	基礎控除	合計所得金額	～2,400万円以下 2,400万円超～2,450万円以下 2,450万円超～2,500万円以下 2,500万円超～	43万円 29万円 15万円 —

書見本

(宛先) 旭川市長

年度 市民税・道民税申告書

受付印	1月1日現在の住所					宛名番号	_____		
	現在の住所					個人番号(マイナンバー)			
	フリガナ			生年月日		世帯主	続柄		
	氏名			電話番号		職業			
提出年月日 令和 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 前年中収入のない方 <input type="checkbox"/> 扶養 <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 各種手当 <input type="checkbox"/> その他				屋号				
					代理人	続柄			

1 収入等に関する事項

給与収入・公的年金等収入の内訳

種類・支払者	収入金額	種類・支払者	収入金額
	,		,
	,		,
	,		,

雑所得(業務)・雑所得(その他)に関する事項

種類・支払者	収入金額	必要経費	差引金額
	,	,	,
	,	,	,

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

A 社会保険料控除	国民健康保険	,	後期高齢者医療保険	,
	介護保険	,	国民年金	,
	他()	,	他()	,
B 小規模企業共済等掛金控除		,		
C 生命保険料控除	新生命保険料の計	213	旧生命保険料の計	114
	新個人年金保険料の計	214	旧個人年金保険料の計	115
	介護医療保険料の計	215		
D 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	117

E 寡婦控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除	<input type="checkbox"/> ひとり親	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除
F ひとり親控除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
G 勤労学生控除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
H 障害者控除	[<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還 [時期: 昭・平・令 年 月]]	控除	[学校名:]
I 配偶者控除	氏名	氏名	
J 配偶者特別控除	障害の程度	□身体 □精神 □療育	級
Y 同一生計配偶者	氏名	障害の程度	□身体 □精神 □療育
	生年月日	大・昭平・令	合計所得金額
			130 調整
	マイナンバー		<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)

K 扶養控除 当該親族が特定親族である場合には「特親」欄に、16歳未満の親族である場合には「16」欄に○を記入してください。別居の扶養親族がいる場合は、裏面「9」に氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

1	氏名 マイナンバー	生年月日	大・昭平・令	.	.	<input type="checkbox"/> 同居	続柄	16	控除額	万円	調整
2	氏名 マイナンバー	生年月日	大・昭平・令	.	.	<input type="checkbox"/> 同居	続柄	16	控除額	万円	調整
3	氏名 マイナンバー	生年月日	大・昭平・令	.	.	<input type="checkbox"/> 同居	続柄	16	控除額	万円	調整
4	氏名 マイナンバー	生年月日	大・昭平・令	.	.	<input type="checkbox"/> 同居	続柄	16	控除額	万円	調整

N 雜損控除	裏面「12」に記入してください。			
医療費控除	支払った医療費 保険金などで補填される金額 ⑨の5%(10万円限度)			
O 医療費控除の特例	支払った特定一般用医薬品費	保険金などで補填される金額	自己負担限度額	12,000
(セルフメディケーション税制)	,	,	,	,

事業 収入金額等 所得金額 社会保険料控除 小規格外 合計	営業等	ア	,	,
	農業	イ	,	,
	不動産	ウ	,	,
	利子	エ	,	,
	配当	オ	,	,
	給与	カ	007	,
	公的年金等	キ	010	,
	業務	ク	231	,
	その他	ケ	011	,
	短期	コ	045	,
	長期	サ	047	,
	一時	シ	049	,
事業 所得金額 社会保険料控除 小規格外 合計	営業等	①	,	,
	農業	②	031	,
	不動産	③	033	,
	利子	④	034	,
	配当	⑤	035	,
	給与	⑥	040	,
	公的年金等	⑦	041	,
	業務	⑧	234	,
	その他	⑨	042	,
	小計	⑩	043	,
社会保険料控除 小規格外 合計	社会保険料控除	A	,	,
	小規格外	B	112	,
	生命保険料控除	C	,	,
	地震保険料控除	D	,	,
	寡婦控除	E	,	0.000
	ひとり親控除	F	,	0.000
	勤労学生控除	G	,	0.000
	配偶者控除	H	,	0.000
	配偶者特別控除	I	,	0.000
	同一生計配偶者	J	,	0.000
所得から差し引かれる金額	扶養控除	K	,	0.000
	特定親族特別控除	L	,	0.000
	基礎控除	M	,	0.000
	小計	N	,	,
	AからMまでの計	O	,	,
	雑損控除	P	,	,
	医療費控除	セルフメディケーション税制	Q	,
	合計	R	,	,
		S	,	,

收入金額等

事業	〈ア〉 営業等	卸売業・小売業・飲食店業・製造業・建設業・金融業・運輸業・修理業 サービス業・外交員・ホステス・内職 等の農業以外の事業から生じる収入
	〈イ〉 農業	田・畠等から生じる収入
〈ウ〉	不動産	貸家・貸地・賃間・貸駐車場等から生じる収入
〈エ〉	利子	支払を受けた利子のうち、源泉分離課税の適用を受けていない利子の合計
〈オ〉	配当	法人から受けた利益配当・公募証券投資信託の収益分配等の配当の合計
〈カ〉	給与	給与（アルバイト・パート含む）・賞与等の合計
雑	〈キ〉 公的年金等	厚生年金・国民年金・共済年金・確定給付企業年金・恩給等の合計
	〈ク〉 業務	原稿料・講演料・ネットオークション等の個人取引・暗号資産売却等の副収入
	〈ケ〉 その他	生命保険の年金（個人年金）・互助年金・その他上記以外の収入
総合譲渡	〈コ〉 短期	機械・自動車などの資産譲渡（土地・建物等の分離課税対象を除く）による収入 特別控除額：(短期合わせて) 上限50万円
	〈サ〉 長期	
〈シ〉	一時	生命保険満期受取金・賞金・懸賞当選金等の一時収入 特別控除額：上限50万円

所得金額

① ～ ⑦	収入金額等〈ア〉～〈ケ〉の収入金額から各々必要経費を差し引いた金額 ※ 紜与・公的年金等の算出方法は3頁参照
⑧	{ 収入金額等〈コ〉～〈シ〉－必要経費－特別控除上限50万円 } ×1/2 (長期譲渡・一時のみ) ※ 申告書裏面「8 総合譲渡所得・一時所得に関する事項」にも要記入

生命保険料控除額〔一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料〕(1円未満切上げ)

〈新 契 約〉		〈旧 契 約〉	
支払保険料〈①〉	控除額	支払保険料〈②〉	控除額
～12,000円	①の金額	～15,000円	②の金額
12,001円～32,000円	①×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	②×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	①×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	②×1/4+17,500円
56,001円～	28,000円（上限額）	70,001円～	35,000円（上限額）

* 一般生命保険料・個人年金保険料について、〈新契約〉・〈旧契約〉の両方の適用を受ける場合には、これらの控除額の合計額を、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の合計額と算定します。

★ 簡 易 計 算 表	一般生命保険料の計		個人年金保険料の計		介護医療保険料の計	
	新契約	A	新契約	C	新契約	E
	旧契約	B	旧契約	D	円	円
	Aの保険料を①に当てはめて計算した金額	⑦ 〈上限28,000円〉	Cの保険料を①に当てはめて計算した金額	⑦ 〈上限28,000円〉		
	Bの保険料を②に当てはめて計算した金額	① 〈上限35,000円〉	Dの保険料を②に当てはめて計算した金額	⑨ 〈上限35,000円〉		
	計 (⑦+①)	⑧ 〈上限28,000円〉	計 (⑦+⑨)	⑩ 〈上限28,000円〉		
⑦と⑧ いずれか大きい金額	⑪	⑨と⑩ いずれか大きい金額	⑫	Eの保険料を①に当てはめて計算した金額	⑦	〈上限28,000円〉
生命保険料控除額 (⑪+⑫) 〈上限: 70,000円〉				円		

地震保険料控除 (1円未満切り上げ)

地震 保険料	支払保険料〈A〉	控除額	旧長期 損害 保険料	支払保険料〈B〉	控除額
	～50,000円	A×1/2		～5,000円	Bの金額
	50,001円～	25,000円〈上限額〉		5,001円～15,000円	B×1/2+2,500円

医療費控除・セルフメディケーション税制明細

以下を参考に作成してください（メモ用紙で構いません）

氏名	病院・薬局名	〈医療費控除〉：通院・入院・薬代等 〈セルフメディケーション税制〉： 医薬品の名称を記載	支払額	高額療養制度や生命 保険による補填金額
旭川 太郎	〇〇病院	診察・入院	200,000円	20,000円
旭川 花子	◇◇薬局	医薬品購入	2,000円	—